

議会運営委員会

令和元年11月25日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和元年第6回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。①会期日程につきましては、9月20日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、12月2日（月）から12月18日（水）までの17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和元年第6回斑鳩町議会定例会は、12月2日から12月18日までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたします。次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程6. 発議第7号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、委員会付託を省略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。発議第7号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくことといたします。日程6の終了後、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程7. 議案第59号 西和地域病児保育室設置条例については、厚生常任委員会に付託。日程8. 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程9. 議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程10. 議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程11. 議案第63号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程12. 議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程13. 議案第65号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程14. 議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)については、総務常任委員会に付託。日程15. 議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、厚生常任委員会に付託。日程16. 議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についても、厚生常任委員会に付託。日程17. 議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についても、厚生常任委員会に付託。日程18. 議案第70号 令和元年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)については、建設水道常任委員会に付託。日程19. 議案第71号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第2号)についても、建設水道常任委員会に付託。日程20. 同意第17号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託

を省略し、初日に諮ることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。なお、初日にお諮りする発議第7号及び同意第17号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

なお、9月議会において継続審査としておりました陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、事務局から報告がありますので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。議会事務局より、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、ご報告等が2点ございます。

1点目は、議案名についてお詫びとご報告でございます。本件について、9月議会で継続審査案件とするときに、議案番号を記載しておりませんでした。たいへん申し訳ございません。委員からご指摘を受け、調査いたしましたところ、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、が正しいとわかりましたので、11月15日の建設水道常任委員会において、ご説明の上「陳情第3号」を入れてお取り扱いいただき

ましたので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2点目でございます。本件については、11月15日の建設水道常任委員会において採決され、不採択すべきものと決しております。このことから、12月2日の12月議会初日の委員長報告においてその審議および採決結果を報告されます。通常でございましたらば、同じ日の本会議で表決をとる運びとなるのですが、今回については、委員会の結果が「不採択」であったこともあり、委員以外の議員で、採決とすべきと考える方がおられた場合、その討論内容を考える暇がないとも考えられるため、本会議の表決については最終日に行くほうがよいと考えておられるお声も聞いております。このことから、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望については、初日に委員長報告、最終日に表決の運びで準備させていただくこととしてよいかご相談させていただきたく、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 ただいま、事務局より報告がありましたので、本件については、「陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について」として取り扱いたいと思います。

また、本件について、初日に委員長報告、最終日に表決の運びでよいかとのことでしたが、このことについて委員のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させてほしいんですけども、そういった運営をすることについては、法律上とか会議規則上、問題はないんでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 この件につきまして、全国議長会議事調査部のほうに問い合わせをいたしました。通常、委員長報告のあった日に表決をするものでありますが、最終日に表決をすることを妨げるものではないということをお聞きしております。以上でございます。

委員長 定例会の期間中であればよいということをお聞きしております。

木澤委員 そういふことでしたら、準備等なんかもある方がいらっしゃるかもしれませんが、より民主的な運営というか、柔軟な運営ができると思いますので、最終日に表決をとるといふ形でいいのかなと思います。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望については、各議員が時間をかけて表決に臨むことができるよう、初日に委員長報告、最終日に表決を行うこととすることでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望については、初日に委員長報告、最終日に表決を行うことといたします。

以上で、(1) 令和元年第6回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに5件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いいたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました5件の陳情書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず、学校教材の計画的な整備推進についてのお願いについてです。

一般社団法人 日本教材備品協会 会長から郵送されてきたもので、10月15日に受け付けをしたものでございます。内容といたしましては、

教材整備指針に基づき各地方公共団体に設置されている総合教育会議において、学校教材の安定的かつ計画的な整備を、首長と教育委員会が協議・調整いただき、より一層推進いただきますようお願いいたしますというものでございます。教育委員会事務局総務課に確認いたしましたところ、こちらの文書は届いておりませんが、教材備品について必要に応じて予算計上を行っているということでございます。また9月5日の議会運営委員会でご審議いただきました理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものであり、毎年郵送されておりますが、今回の要望は初めてでございます。

次に、耐震診断における項目の地盤の状況報告の改善に関する陳情書でございますが、奈良県橿原市 稲岡邦彦氏から郵送で提出され、去る10月17日に受け付けたものでございます。内容といたしましては、耐震診断の項目の中にある地盤の状況は目視、ロケーションなどにより判断されているが、地盤調査なしには判断し得ないので現状からの改善の必要があり、耐震診断に地盤調査をすべきであると陳情されております。

次に、新築時の地盤改良工事に対する補助金の交付に関する陳情書でございますが、同じく奈良県橿原市 稲岡邦彦氏から郵送で提出され、去る10月17日に受け付けたものでございます。内容といたしましては、新築建設の際に地盤改良工事が必要のある場所に対して補助金等の交付を陳情されております。

次に、既存住宅に対する地盤調査に対する補助金の交付に関する陳情書でございますが、こちらも同じく奈良県橿原市 稲岡邦彦氏から郵送で提出され、去る10月17日に受け付けたものでございます。内容といたしましては、既存住宅に対する地盤調査に対する補助金の交付を陳情されております。

最後に、地盤調査、液状化対策に対する補助金等に関する陳情書でございますが、こちらも奈良県橿原市 稲岡邦彦氏から郵送で提出され、10月17日に受け付けたものでございます。内容といたしましては、地盤調査、液状化対策に対する補助金の交付を陳情されております。

以上でございます。大変失礼いたしました。

委員長

ただいま議会事務局から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、提出を受けました順にひとつずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。陳情書5件ありまして、目を通していただく時間を確保するため9時30分まで休憩といたします。

(午前9時16分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは、順を追って、委員皆様のご意見をお聞きしていきたいと思えます。

初めに、学校教材の計画的な整備推進についてのご意見について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

先ほど局長のほうから報告ありましたように、今まで理科の部門についてこの教材の強化ということで、陳情いただいておりますが、それが全般に変わったということですが、局長のほうから確認していただくと、教育委員会の方で必要なものについては要望等もしているし、きちんと確保もされるということですので、こちらについてはまたそれぞれ議員の皆さんに配布していただいて、それぞれの議員さんで判断していただくということではないかなというふうに思います。

委員長

配布にとどめるということですが、他の委員さんはどうですか。今のご意見と同じようなことですか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております要望につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、耐震診断における項目の地盤の状況報告の改善に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員　こちらのほう、先ほど休憩中にもちよっとお聞きしたんですけども、この陳情を出してこられた方がですね、建築関係のお仕事をされているということで、たぶん専門家の視点でこういうふうにおっしゃっていただいているのかなというふうに思います。例えば地盤調査についてはロケーションや目視によって判断されていることがこれで十分なのかという指摘とともに、さらに地盤調査を行えるような制度をつくって行って、町としてもそれも補助金等ということも、またのちほど出てきてますけども、まず今の状況がどうなっているのかっていうのももう少し確認しないとなかなかわからないのと、いきなりこれ来て委員会に付託して、じゃあ補助金つくりますということになるのかというところとちょっと性急すぎると思いますので、こちらにつきましては議員配布にとどめていただいて、それぞれ議員皆さんで、ちょっと調査するなりして、必要であればまた改めて提案していただくということでもいいのかなと思います。

委員長　他の委員さんはどうですか。ただ今のご意見と同じようなことでよろしいですか。

(異議なし)

委員長　ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、新築時の地盤改良工事に対する補助金の交付に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　こちらの陳情につきましても、ただ今、先ほどの陳情と同じように、調査に時間を要するものだというふうに思いますので、今回は配布にとどめていただければと思います。

委員長　他の委員さんどうですか。同じようなご意見ですか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、既存住宅に対する地盤調査に対する補助金の交付に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも、同様に調査に時間を要するものだと思いますので、今回は議員配布にとどめていただければと思います。

委員長 他の委員さんどうですか。同じような考えでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、地盤調査、液状化対策に対する補助金等に関する陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも前の3件と同様に時間を要すると思いますので、議員配布にとどめていただければと思います。

委員長 他の委員さんどうですか。同じような考えでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長から他に報告等しておくことはございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこと
といたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)今年度の検討事項について、斑鳩町議会傍聴規則の見直し
について、8月27日の委員会で見直し案を各委員で考えていただき、1
0月末までに提出していただくということで終わっておりました。委員よ
り提出された改正案をもとに、改正素案を本日資料として提出しておりま
す。この改正素案を確認いただき、次回12月13日の議会運営委員会で
みなさんのご意見をお聞きしたいと考えております。

今後のスケジュールとしては、12月13日の議会運営委員会で、改正素
案について協議し、その結果により改正案を2月の議会運営委員会で審議
し、最終、3月の議会運営委員会で完成させまして、3月議会最終日に議
会運営委員会として委員会発議していきたいと考えておりますが、このよ
うに進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、①斑鳩町議会傍聴規則の見直しについては、改正素案を確認
いただき、次回、12月13日の議会運営委員会で、みなさんのご意見
をお聞きするというところで終わります。 木澤委員。

木澤委員 前回、6月ぐらいに示していただいた時も思ったんですけども、次回、
12月の議運で、これ諮るときに一定報告は最初にしていただけるんでし
ょうかね、内容について。前回のときも改正内容については特段報告等は

なかったんで、それ会議録に残らないとどうなのかなと思ひまして。

委員長

これ、改正素案ですんでね、これ資料としては残りますわね。会議録の。そやから口頭で素案を言うべきなのかな、それとも改正して皆さんの審議は終了した時点では報告はさせてもらうけれども、審議途中の分についてはどうですか。

暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時40分 再開)

委員長

再開いたします。

ただ今、委員さんより口頭で改正するところ等を言ってほしいということでしたんで、佐谷議会事務局長から説明させていただきます。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、本日提出させていただいております、斑鳩町議会傍聴規則【改正素案】につきまして説明をさせていただきます。

まず、第4条のところなんですけれども、会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名「、年齢」を加えました、傍聴人受付簿を「受付票」に記入しなければならない、としました。これにつきましては標準会議規則に年齢が書かれておりますが、斑鳩町ではないといったところから加えたものでございます。また、傍聴受付簿となっておりますけれども、現在個人情報に配慮いたしまして、1枚1枚の小さな紙に受け付けさせていただいておりますので、実情に合わせてこの「票」という字に変えたものでございます。

続きまして第5条でございます。第5条の3を削除しております、「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。」となっておりますが、実際の運用としましては、厚紙に番号を書きまして、それをお渡ししている状況でございまして、裏に住所、氏名、年齢を書く欄もございませんし、書いていただいたこともございま

せんので、これは実態に合わせての改定を提案したものでございます。

続きまして、4の傍聴券の交付を受けた者は、「傍聴券に記載された日に限り」と書いているんですけれども、こちらを「傍聴券を配布された当日に限り」というふうに変更しております。これにつきましても、現在の実態に合わせて改定を提案したものでございます。

続きまして裏面ご覧ください。（傍聴席に入ることができない者）といったものでございます。これにつきまして（4）を全削除しております。ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類、携帯電話、ポケットベルの類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。続きまして（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者、これを全削除しております。これを改正するとき、次の第7条の（4）と、次に第8条の（7）に分けまして、この条文を改正させていただければと考えております。まず第7条の（4）をご説明させていただきますと、こちらは「拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類、楽器の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。」となっております。関連いたしますので、先に第8条の（7）を読み上げさせていただきます。これが新規でございます。「携帯電話等の音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じること。」としておりまして、実際にスマートフォン等の携帯電話等をお預かりということをするスペースもございませんし、最近はお財布携帯等も増えておりまして、お預かりすることも難しいといったところから、携帯していただいても大丈夫なんですけど、それにつきましては音が出ないように必ず必要な措置を講じるということは、傍聴人を守るべき事項として、していただきたいことに入れさせていただくというのがこの改正案でございます。あとは（4）と（5）につきまして、そちらをまとめて書いたものが（4）というふうに考えていただきたいと思います。

続きまして、第7条の（5）下駄、木製サンダルの類を履いている者ということは時代背景を考えまして、こちらについては削除させていただきました。条のずれは説明割愛させていただきます。続きまして（6）でございます。（6）犬、猫、鳥その他動物の類を同伴している者は、傍聴

席に入ることができない。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。ということでございまして、こちらは先進地で障害者の傍聴に配慮いたしまして、このような新しい規定を設けているところがございまして、委員さんの中からもこのような条項を改正案に入れてはいかがかというような案もいただきましたので、改正案に入れさせていただいております。

続きまして、「（7）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者（?）」というあたりにつきましては、議員さんの中からも、これは入れた方がいいか、もう省いた方がいいかちょっと悩ましいところであるので、議会運営委員会を出してみても皆さんに時間をかけて考えていただけたらどうかということで、お聞きしましたので「（?）」を入れさせていただいております。続きまして次の2なんですけれども、2のですね、前条を項に変えておりますが、これ大変申し訳ございませんが、以前から誤っていたところがございますので、この際ですので、変更させていただきたいというものでございます。その次の4はですね、この改正による条ずれによりますものでございます。

飛ばしまして第7条の4でございます。「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」を削除し、これをそのまま「監督の付添わない12歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。」といった形で、お子さんをお連れの場合でも他の方の支障のない範囲で、お子さんを連れて入ることができることにしてはいかがかというご意見をいただきましたので、こちらにつきましては、改定案に加えさせていただいたものでございます。

続きまして、先ほどもちょっと触れましたが、第8条（傍聴人の守るべき事項）でございます。まずその中で「（2）談論し、歌を歌い、大声で笑う等、騒ぎ立てないこと。」。これは標準会議規則に入っておりましたけれども、斑鳩町では入ってなかったものでございまして、改正の機会に入れてはいかがかというものでございます。次に、「（3）帽子、外とう、襟巻」のところを「コート、マフラー」に変えまして、の類を着用しないこと。こちらにつきましては、読んでですね、小さい子どもさんとか、若い方もだんだん「外とう」という言葉をなかなか使わなくなってきておら

れますので、今の言葉に変えさせていただいたというものでございます。

続きまして（４）でございます。「飲食（？適度な水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。」でございます。こちらにつきましてははですね、委員さんの方々からいろいろご意見いただいております、適度な水分補給はいいんじゃないか、または議場では飲食はもうなしにした方がいいんじゃないか、と、いろいろなご意見をいただきましたので、「？」マークをつけまして、またゆっくりお考えいただければと考えております。

あと（７）が先ほど申しました第７条のですね、傍聴席に入ることができないものの中で、携帯電話、ポケットベルのあたりをですね、持って入ってはいけないものではなくて、持って入ってもいいけれども音を出ないようにしてくださいねという形でしてはいかがかという提案をさせていただいたものでございます。

続きまして、裏面にいっていただき、今の改正素案のまま、もし改正したといたしましたならば、斑鳩町の議会の会議規則のほうも１０３条に、「議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類、携帯電話、ポケットベルの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。」ということが書かれていますので、これを、もし前の提案させていただいております議会傍聴規則に変えるのであれば、こちらの条も「議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。また、携帯電話等の音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じること。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。」このような条文を足す必要があるのではないかと考えまして、こちらの方改正案に付け加えているものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

委員長

はい、ご苦労さんでした。

ただいま、事務局長から説明いただきました。それらを踏まえてこの定例会中の議会運営委員会で皆さんの質問、またご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、何か質問等ありましたらお受けいたしますけれども。 木澤委員。

木澤委員 次回、議論はするという形になるんですけども、決定の時期ですね、
だいたい、いつぐらいでだいたい考えてはりますか。

委員長 先ほど言いましたように、12月13日の議会運営委員会で改正素案に
ついて協議し、その結果により、改正案を2月の議会運営委員会で審議す
る、そして最終3月の議会運営委員会で完成させると、そして3月議会の
最終日に委員会発議をさせていただく、ただし2月の議会運営委員会でま
だまだ揉まなあかんということであれば、随時、議会運営委員会を開かせ
ていただくと、そういう考えであります。
他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、①斑鳩町議会傍聴規則の見直しについては改正素案を確認い
ただき、次回12月13日の議会運営委員会で皆さんのご意見をお聞きす
るということで終わります。

次に、②斑鳩町議会議長交際費支出基準の周知についてです。

この件については、議長交際費は補助金ではないことから、斑鳩町議会
議長交際費支出基準の周知については、いったん事務局で調査するという
ことで終わっておりました。この調査結果について、事務局から報告して
いただきたいと思います。 佐谷議会事務局長。

議会事務 それでは、交際費支出基準の公表についてです。

局長 9月20日の議会運営委員会において、斑鳩町議会議長交際費支出基準
で定める、全国大会出場にかかる激励金について、住民の方に周知するな
ど、公平性を保ち、限られた予算の中で運用していくため、どうすればよ
いか、ご協議いただきました。このなかで、事務局において、近隣市町村
等の状況を調査させていただくことになっておりましたので、本日、ご報
告させていただきます。

まず、西和広域7町の議会に調査いたしましたところ、平群町、三郷町、
王寺町、上牧町の議会においては、全国大会出場等にかかる激励金を議長

交際費より支出したことはないとの回答でした。河合町においては、交通安全関連の子ども自転車大会のみ出場にかかる激励金を議長交際費から支出されておりますが、支出基準は設けていないとのことです。安堵町においては、体育協会からの情報により、全国大会出場等にかかる激励金を議長交際費より支出されておりますが、支出基準は設けていないとの回答でした。参考のため、奈良市・大和郡山市・生駒市の市議会にも問い合わせましたが、全国大会出場等にかかる激励金を議長交際費より支出したことはないとの回答でした。

また、斑鳩町議会議長交際費支出基準の制定時に参考とされておりました群馬県高崎市と石川県津幡町に調査しました。高崎市は、支出基準において、全国大会出場等の激励・協賛に係る経費を支出できますが、実際の運用としては、市で補助制度があり、補助金が支出される場合は、議会に要請もなく支出もしていないとのことで、平成28年度以降は支出実績もないとのことです。こちらは支出基準はホームページで公表されております。津幡町は、支出基準に「町からの助成又は補助がなく、町を代表して優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費」と記載されており、平成18年に1度だけ支出した記録が残っているとのことです。支出基準はホームページで公表されております。

なお、斑鳩町議会においては、町の補助金の有無にかかわらず、出場団体からの激励金支出の依頼書を議長に提出される団体等または、全国大会出場に際し表敬訪問を受ける団体等に対し、議長交際費より激励金を支出しているところでございます。

調査いたしました結果、議長交際費は、儀礼の範囲内で行うものであり、全国大会出場等への激励として支出していることを積極的に公表し、その支出をおしすすめることについては、交際費の趣旨にそぐわないのではないかと危惧されます。このことから、議長交際費支出の公平性を保ちつつ、かつ、どのような使途で議長交際費を使っているのか、広く公開することも兼ねまして、斑鳩町議会議長交際費支出基準をホームページに掲載するのみの対応とさせていただければと考えておりますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

ただいま、事務局からの報告において、「議長交際費支出の公平性を保ちつつ、かつ、どのような用途で議長交際費を使っているのかを広く公開することも兼ねまして、斑鳩町議会議長交際費支出基準をホームページに掲載するのみの対応とされたい」とのことですが、このことについて、委員のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、斑鳩町が支出しています、全国大会に出る奨励金というんですか、それは補助金として各課で決まっているみたいなんです。それを町長がまとめてというのか、代わりに渡しておられると、出すんやなしにね、補助金を町長が渡しているという形を取っておられるとのことなんです。だからそこら辺も含めてですね、支出することについて、議長交際費として全国大会に出られるグループ、団体に支出することについても含めて考えていただきたいと思います。

はい、暫時休憩いたします。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時14分 再開)

委員長

再開いたします。

ただいま、休憩中にいろいろ議論させていただきまして、ホームページに公開するということになれば、広く町民に周知されることにもなります。そして、委員さんの中から町長交際費やと思ってたけども、補助金であれば議会から交際費として出すのもいかなものかというお話も出てきましたので、今回、議長交際費を出すかどうかも含めて議論進めていきたいと思いますので、その支出基準の周知については、今回見合わせということで、支出するかどうかの基準も含めての議論にしていきたいと思いますので、今回は広くホームページに載せない、周知しないということで終わっておきたいと思いますが、いかがでしょうか、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。そしてもうあと残り少ない

ですが、今年度中にある程度の結論、議長交際費を支出するかどうかの議論も含めまして、ある程度の結論を導いていきたいと思いますので、委員皆さんのお考え、今後お聞かせしていただきたいと思います。

それでは、斑鳩町議会議長交際費支出基準の周知については、ただ今申し述べましたとおりということで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時17分 閉会)